

事業報告書

【「離婚」に関する法律の基礎講座～離婚を考えた時に知っておきたいこと～】

日時	令和3年10月30日(土) 14:00~16:00
目的	離婚に必要な法的手続きや財産分与・親権・養育費・面会交流等といった離婚に関する正しい法律知識を学び、受講者の生活の幅広い選択肢を整え、自立に役立てることを目的とする。
対象	関心のある方
講師	山城 圭 氏 (あらた総合法律事務所 弁護士)
会場	沖縄県男女共同参画センターていりる3階 研修室1・2
定員	24名〔定員に達し次第締切〕
参加者数	21名 (女性18名 男性3名)
講演内容 (概要)	<p>1. 事例の紹介 離婚の話は事例に則して話をすると理解しやすい為、離婚がどういう時にできるのかを講座内で具体的に検討説明を行うとして、まずはじめに以下事例①～⑦を挙げた。 事例①相手に嫌悪感があり離婚したい場合、事例②浮気をしている場合、事例③DVによる別居での生活費請求、事例④離婚時の親権、事例⑤離婚後の養育費請求、事例⑥離婚成立後の財産分与、事例⑦離婚成立後の面会交流。</p> <p>2. 「離婚」の検討事項(1)～(7) 離婚をする際に必要な検討事項(1)～(7)について、法律知識を話した。</p> <p>(1) 離婚 離婚には、3種類(協議離婚・調停離婚・裁判離婚)があり、離婚をするには、正当な離婚理由を提示し、証明しなければならない。また、昨今相談事例として多いモラハラだけを離婚理由として相手に離婚を認めさせることは困難である場合が多いと話した。</p> <p>(2) 親権 親である自身の気持ちと同様に、「子の福祉」のため、子どもの将来を想像し、意思を確認・尊重することを意識的に行うよう話した。 収入の高い・低いで親権者が決まることはない・一般論として子ども全般に関する管理を行う母親が親権者となる事が多いことなどを説明した。</p> <p>(3) 養育費 養育費は、離婚した後に請求ができる(離婚が成立するまでは、婚費が請求できる)。お互いの話し合い・合意で養育費を決め、それでも合意できない場合は調停、その後裁判所で審判となるという段階を話し、和解する事も多い事、また、養育費の合意形成後には文書を作成すると良いと助言した。実際は、養育費の合意が整わない事案が圧倒的に多く、その場合は調停(協議・裁判所)を申し立てることを助言した。養育費は、算定表が定められており、相互の収入で決まる。2年前に養育費算定表が改定され、払う額が高くなっていることを説明した。</p> <p>(4) 財産分与 分与対象の財産は、夫婦で形成した財産を原則5対5で分ける。相続財産は分与の対象とならない。分与請求の時効は離婚の時から2年であるため、離婚の際に請求すると良いと助言した。</p>

- (5) 面会交流 面会交流は、親権のない親と子ども同士が面会できる権利として認められている。交流は合意さえあれば、無制限で自由に決められる。合意が難しければ、調停で決められる。面会交流の頻度は、原則として月一回であるが、事案によって異なる。相手や子どもに悪影響を与えない人物である限り、面会交流は「子の福祉」を考えると必要であり、柔軟に認めてほしいと伝えた。離婚しても子どもの親という事は変わらず、離婚をしても相手の悪口は子どもに言わないこと、子どもの心のケアが必要な点も挙げた。
- (6) 慰謝料 モラハラ・浮気・DVなどは有責性の程度によって異なるが、一般的に裁判官に証明できる証拠としては弱い場合が多く、特にモラハラについては慰謝料請求が通らない場合が多いことを伝えた。また、請求できたとしても本当に慰謝される金額にはならない事があると伝えた。
- (7) 年金分割 婚姻してからの年数を合算して分割する手続きをするが、対象は厚生年金と公務員の共済年金で国民年金は対象外となると話した。離婚から2年以内に行う必要がある。

以上、(1)～(7)の離婚の検討事項を話した。

3. 冒頭の事例についての再検討

「2.」で学んだ法律知識を踏まえ、冒頭「1.」に挙げた事例①～⑦を振り返って、実際に離婚出来るケースなのかどうか及び、慰謝料について、再確認した。

4. 離婚のしかたの整理

離婚までの流れ(1)～(4)を整理した。

- (1) 協議離婚の任意交渉
- (2) 離婚調停、婚姻費用分担
- (3) 調停申し立て→合意書(公正証書)作成
- (4) 離婚訴訟→合意書(公正証書)作成

加えて、3年間の別居が離婚原因となり、調停申し立てを行えることを話した。

5. 費用について(1)～(2)

調停・訴訟に係る費用について、あくまでもケースによって費用は異なるとしたうえで説明した。

(1) 手続き費用

離婚調停では、印紙代が数千円程度、郵券代(郵便切手)千円程度。但し、調停の種類による。離婚訴訟では、印紙代1万2千円～数万円、郵券代数千～数万円と紹介した。自身の事案に則して、裁判所等に確認するよう話した。

(2) 弁護士費用

離婚調停、婚姻費用(別居中の生活費)、離婚訴訟によって異なるが、着手金(最初に払う額)と報酬(獲得した内容による)が発生すると話した。また、弁護士を選ぶ際には、見積りをとること、複数の弁護士事務所を回り、自分に合う弁護士に依頼すると良いとアドバイスした。法テラスの利用なども紹介した。法テラスを利用することで、離婚調停や

令和3年度 啓発学習事業 法律講座

	<p>訴訟に係る費用の支援や相談を受けられるため、必要な人には相談をすすめた。</p> <p>最後に、離婚に関して自分自身で優先事項を決め、見切りをつける心構えをもつこと、自身がより楽しく自分らしく胸をはって人生を生きられると考えるならば、離婚は善悪ではないこと、ただし子どもへの配慮を行ってほしいと述べ、離婚問題は、案件によって内容が異なるので、第三者機関や専門家を頼ってほしいと伝えた。</p> <p>5. 質疑応答</p> <p>事前質問が6件、当日の質問が13件あり、全てにアドバイスを行なった。</p>
参加者の声	<ul style="list-style-type: none">• 具体的なレジメや内容で大変参考になりました。ありがとうございました。• 質問をてきぱきと答えてくれてよかったです。ありがとうございました。分からないことが知れてよかったです。• 離婚に前向きに、ばんばんやっていいとおっしゃって頂いてありがたかったです。• 「調停一択！」をきっかけに前に進もうと思いました。• 今までモヤモヤ悩んでいましたが、今日の講座で離婚の難しさ（費用など…）を理解することが出来て少しスッキリしました。• ありがとうございました。山城先生の「離婚をして、自分が幸せになるなら（離婚）すべき」という言葉が胸にささりました。ずっとがまんしてきた自分を解放して、幸せに、過ごしていけるよう頑張ります。 (一部抜粋)
写真	
主催等	沖縄県・(公財)おきなわ女性財団